

第6回大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画（案）に係る説明会

■日 時：令和4年1月25日(火) 14:30～16:00

■場 所：泉佐野商工会議所

【質疑応答 概要】

司会 : それでは、これより、質疑応答に移らせていただきます。できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、ご質問は、発言機会1回につき、お一人様ひとつとし、簡潔にご発言いただけますよう、よろしくお願いします。では、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

質問者1 : カジノについて、反対派は過半数を超えておりまして、維新がいつも言っている、納税者の立場に立つべきという言葉そのまま受け止めるならば、カジノ・IRはするべきじゃないと思います。
カジノ反対派の意見で、治安の悪化を心配する声も結構ありまして、その中で、警察を増員するという説明がさっきあったと思うんですけど、先日、維新がですね、交番を1割壊すと言っていましたが、交番を1割壊しているのに、警察を340人以上追加することは可能でしょうか。
そもそも、1回目の説明会で私、1回質問させていただきましたが、ワクチン以外で、なぜ、5年後にコロナが収束している、大阪の吉村知事はですね、宣言できるのか、その根拠を教えてください。

理事者 : まず、警察の増員ができるのかということなんですけれども、本日もご説明させていただきましたとおり、区域整備計画案にも治安対策として、警察の増員を、今のところ約340名を増員するということで、方針として計画にも記載させていただいて、その方針に沿って、今後、詳細を詰めていくということで考えておりますので、これは、お示ししたとおり進めていきたいと考えております。

理事者 : もう一点、観光需要の見通しの関係でございます。1回目の時にもご説明させていただいた内容と重複いたしますけれども、我々としましては、ワクチンの接種などにより、感染が一定程度収束すれば、観光需要も中長期的には回復してくるものと認識しております。
国際航空運送協会といった業界団体の見通し等におきましても、2019年の水

準には、2020 年代前半には回復してくるという見通しも立てられておりますので、我々といたしましても、そうした状況を注視しながら、事業を進めていきたいと考えております。

司会 : ご質問ありがとうございました。では、次のご質問お受けしたいと思います。
ご質問ある方は、挙手をお願いいたします。

質問者 2 : 先ほどのお話し聞いておりまして、このコロナ禍において、大変、希望の湧くようなお話をいただいたわけですが、あなたは、本当にこのコロナ、収束すると思ってますか。収束するということを前提に、こういうことを進められようとされていると思いますけれども。

また、さっきお話ありましたが、肝心なことが言われてなかったと思います。それは何かといいますと、この I R の収入のほとんどが、カジノを当てにしている。いくら高級なホテル、あるいは大規模な国際会議場を設置する、あるいは遊技場をつくるといった、実際の収入は 2 割です。それも、ほんとうにあるかどうかわかりません。でも、カジノは 8 割。それで皆さん、夢を与えられるわけですか。

治安対策、依存症対策、カジノがなかったら、こんなんせんでもいいんです。風俗の問題もそうです。あなた方、一生懸命、ギャンブル依存症あるいは、治安対策とか、大きく言ってますけど、それをしないとできないのがカジノなんです。カジノなしの I R はできないんですか。その方が夢がありますよ、皆さん。本当に。夢あることをしないで、夢から谷底へ（聞き取れず）するカジノを作るから、こんな大げさな対策をしなければならないと違うんですか。私は、そう思います。

私もね、2 年前まで、隣にあります、生協、夜遅くまでね、インバウンドの方、主に中国人の方でしたけど、本当にたくさんの方が、イートインコーナーで、お食事されてました。今は、全然来ませんね、あなた方は、また、来るってことを想定されて、この計画を立ててると思いますけど。まあ、本当に楽しい方々だと思います、あなた方は。2 年前の都構想のとき、住民投票をやった、その二の舞を、まあ一生懸命やろうとしているんやなあと思います。

ちょっとその辺に対して、先ほど言いましたけれども、カジノなしの I R をなぜ、つukらないんですかってことをお聞きしたいと思います。

理事者 : I R の制度につきましては、国の I R 整備法といわれる法律に基づき、カジノの収益を活用して、観光先進国にふさわしい集客施設を一体的に整備することが、カジノと観光先進国にふさわしい集客施設が、法制度上、一体的に整備・

運営することが定められているものでございますので、そうしたことでカジノと集客施設を切り離すことはできない、一体で、そうした事業を進めていくことが、法律で決められておりますので、我々としては、そのカジノの収益を活用いたしまして、観光先進国にふさわしい集客施設に、本日、ご説明いたしましたMICE施設でありますとか、大阪・関西の魅力を発信する魅力増進施設、そしてIRから関西、日本全国に行っていただく送客施設、エンターテインメント施設、そうしたものを活用して、国内外から多くの集客を集め、大阪・関西の成長に繋げていきたいと考えているところでございます。

司会 : はい。どうもありがとうございます。次のご質問でございますでしょうか。

質問者3 : そもそも、このカジノ、夢洲ですけど、ごみの埋立地として今使われていますよね。そのごみの埋立て、カジノ、IRを作ったら、ごみの埋立地、どうなるんですか。

そもそも、百歩譲ってカジノ、IRができたとして、ごみの上で富裕層をもてなす、ごみの上で旅行客をもてなす、そんなこと、めちゃくちゃ失礼じゃないですか。その点どう思われますか。

理事者 : 夢洲が、ごみで埋め立てているというご指摘ですけども、正確にご説明をいたしますと、IRの予定区域、夢洲のちょうど中心部の北側、それと南側については、埋立てとしては、浚渫土砂、川とか海の浚渫された、水深を確保するために浚渫したときの土砂とか、それと陸上の方で出てきた残土で埋め立てをしており、いわゆる家庭から出るごみとか、産業廃棄物が入ってるという土地ではございません。

一方で、夢洲の一番西側の部分ですが、メガソーラーなどの太陽光発電がある部分ですけども、ここについては、廃棄物の埋め立てがなされているということで、そういった意味で、上部の利用もかなり限定的になるというようなこともあって、メガソーラーの利用がなされているということで、そこは上部の理由になっておりますが、IR予定区域並びにその南側については、廃棄物ではなくて、そういった残土で埋め立てられているという状況です。

質問者3 : ごみは、結局どこに埋めるんですか。

理事者 : ごみの処理ですけども、今、申し上げましたとおり、IRの予定区域は残土とかで、既に埋め立てもだいぶ進んでおる状況ですけども、一区と呼ばれている部分については、まだ、受け入れが当面の間、継続するという状況です。

また、夢洲の先にフェニックスと呼んでいる新島の埋立地において、廃棄物の受け入れが、長期的に計画されておりまして、そこで受け入れを実施していくという計画になってございます。

質問者 3 : 増やすということ。

理事者 : 現状も、すでにそういう計画のもと、進められているというところです。

司会 : ご質問ありがとうございます。では、次のご質問お願いいたします。

質問者 4 : 聞く予定はなかったんですけど、ちょっとさしてもらいます。

先ほども、ちょっと言いましたけれども、コロナのないときには、本当にたくさんの方が、インバウンドで来られてました。どこも変わらない。大阪だけじゃなくて、全国各地にね。私、泉佐野でね、先ほども言いましたように、主に生協、あるいは、いろんなところで、本当にたくさんの方、あるいは韓国人の方と出会いました。ですから、別に I R を誘致しなくてもインバウンドの方は、コロナがなくなったら、また、来るんですよ。大阪や京都、奈良には、魅力があるところがあるわけですから、絶対、そんな I R をしなくても、基本的に行けるわけじゃないですか。

先ほども言いましたけれども、I R の中心がカジノやってことで、面積、敷地面積でいうたら、カジノは一部でしょ。その一部のところから、ほとんどの収益を上げて、その収益をもとにして、日本の多くの国民のため、国のために使うんですよ。そんなことしなくても、普通だったら、利益が出せるわけですよ。

今、コロナで大変なことになってますけど、コロナが収まれば、本当に普通の状態に戻るわけです。だから、何で、そんなに I R をつくりたがるのか、今の時点で。今の時点で、何で、こんな説明会するんですかっていうことも言いたい。

理事者 : ただいまご質問いただきました件でございますけども、我々としては、現在、少子高齢化が進んでおりますけども、今後、さらに少子高齢化がどんどん加速していくと考えております。それは、国の統計とかでもそのような方向性が出ております。そうした時に、国内消費需要というものも、当然、縮小してくる。そうなった時に、どうやって経済を成長させていくかということになりますと、やはり我々としては、インバウンドを呼び込んできて、それによる消費で底上げを図っていく。それはまさに、国が観光を成長戦略として進めているところでございますし、大阪府・市といたしましても、観光を成長の柱の一つと位置づけ、事業を進めているというところでございます。そのイ

ンバウンドを呼び込む起爆剤になりますのが、この I R だと考えているところでございます。

なぜ、コロナ禍の状況でというところもご質問がありましたが、我々は、目の前にいろいろコロナの関係で対策をしていかなければならないということは、十分認識しておりまして、それは庁内の担当部局が中心となって進めておりますが、我々としたしましては、将来を見据えたとき、このコロナが回復した先を見据えたときに、次の成長となる一手というものを考えていかなければならない。それが、この I R になるというように我々は考えておりまして、国スケジュールにおきまして、この I R の申請、これが 4 月末が期限に設定されておりますので、それに向けまして、現在、こういった形で説明させていただきまして、また、この 2 月、3 月議会での議決をいただくことができましたら、国に対して申請を行っていききたい、そういったスケジュールで進めているところでございます。

司会 : ご質問ありがとうございました。それでは、次のご質問でございますでしょうか。

質問者 5 : 先日、自民党の大阪市議団の方々が、カジノ・I R をするのか、しないかについて、住民投票を行うべきという声を挙げたんですけど、住民投票について、今、座られてる 4 人の方はどういうふうに受けとめられていらっしゃるのでしょうか。

理事者 : 住民投票をすべきじゃないかというご意見は、これまでの説明会のご質問でもございましたし、公聴会も別途、開催させていただいているんですけども、そちらの方でも、ご要望たくさんいただいているところです。

私どもとしては、これまでもお答えさせていただいているんですけども、これまで府民・市民の皆様のご理解を図りたいということで、様々な取り組みを、情報発信をさせていただきました。

今回、区域整備計画の説明会のほか、公聴会、パブリックコメントということでご意見をいただく場を設定させていただいております。私どもとしましては、こういった手続きを踏まえて、議会の方でご審議いただいてというふうには考えてございますけれども、ご要望があるということは、ご意見として承ります。

司会 : ご質問ありがとうございました。

質問者 6 : 今、住民投票について言われましたが、私は、そこまで考えてなかったけども、

今、思ったんです。住民投票の好きな吉村知事とか、松井市長さん、これ本当に、住民投票なぜやらないんですかね。ぜひ、やってください。言っておいてください。

理事者 : はい、先ほども申し上げましたとおり、そういったご意見につきましては、ご意見としてお伺いさせていただきます。

司会 : 他にご質問ございますでしょうか。

質問者 7 : この資料の 14 スライド目の観光効果、I R 区域の来訪者年間 2,000 万人。私、実はタバコを吸うんですけれども、多分、いろいろ公営ギャンブルやパチンコ等々、今まで、中ではタバコ吸う場所が少なくて、喫煙者の方が非常に集まられたりとかですね、いろんな場所で吸われたりとかいう現状がありまして、仮に、今、だいたい喫煙率が 2 割としまして、年間 2,000 万人の 2 割の方が喫煙すると仮定しますと、167 万人ぐらいの方がタバコ吸われると。特に、海外であれば、国内と喫煙環境が違いますので、外では、どこでもタバコ吸っていいというふうな外国の方、認識をされてる方が非常に多い。
どういう形で、しっかりと区画して、喫煙者の方が、非喫煙者の方に受動喫煙をしないような対策をとっていかなきゃいけないと思うんですが、その辺どのようにお考えになられているのか、いかがでしょうか。

理事者 : 喫煙に対するご指摘でございますけれども、I R 施設、カジノも含めまして、当然、先ほどご指摘いただいた、受動喫煙の法律等について、適用されることとなりますので、詳細な設計は、今後になろうかと思っておりますけれども、当然、そういった法律は守って実施していくということになろうかと思っております。現時点で細かく、どこまでこういった場所になるかは、今後の検討になろうかと思います。

司会 : はいご質問ありがとうございました。他にご質問ございますでしょうか。

質問者 8 : 経済的社会的効果のところ、本当にそうなれば、楽しいだろうなと。いいことばかり書いてあるなと思うんですけれども。
私は、まず、環境問題、環境汚染等々、他にも、いろいろ気になることがあるんですけれども、これだけ、府民も子ども食堂をやらないといけないうに、ご飯が食べれない子どもたちがいるような、そして今、このコロナ禍で、医療が十分でない、やらないといけないうことがたくさんあるときに、本当に、この

カジノの話をするべきときなのかっていうことがまずあって、もちろんこういうふうに説明していただいたら、これが大阪府民や市民のためになるんだよというふうに言われたら、いいように聞こえるんですけども、うまくいかなかった場合は、考えておられるんですか。これは、誰の借金になるんですか。

理事者 : 2点ほど、ご質問があったかと思うんですけども、今、この話をするべきなのかというところにつきましては、先程の、他の方へのお答えとも重複するんですけど、コロナになりまして、いろいろ困ってる方もいらっしゃいます。そうした目の前の対応は、当然、府の中でも担当が責任をもってやっておりますし、我々の部署といたしましては、アフターコロナにおける大阪の成長に向けた取り組みを進めるということで、庁内の中でも、今、取り組むべきこと、そして、先を見据えて取り組んでいくべきことと、役割分担をしながら進めているところでございます。

また、上手くいかない場合というところですけど、我々といたしましては、このI Rが成功できるよう、全力をもって取り組むということしか述べさせていただくことができないかなと考えております。

ただ、あくまで、このI R事業は、民設民営の事業でございますので、公募を行ったり、選定を行ったり、そうしたところでの経費は生じておりますけども、実際に、事業をするために投資をしたり、そうしたところの部分につきましては、民間が、自らの投資で実施していくものでございますので、負債を負うといったものではないと考えております。

理事者 : 少し補足をいたしますと、I R事業は、長期的な事業というふうに考えておりますので、安定的、継続的な運営が非常に重要であるということは、認識しております。そのため、基本的には、毎年、府・市でモニタリングということで、事業が適切に運営されているかというようなことを確認します。国にも報告をすることになりますが、そういった取り組みでありますとか、事業者からの保証金や事業者の責めで撤退した場合の違約金の設定でありますとか、仮にですけども、事業者が撤退というようなリスクが顕在化した場合、事業者を変更していくというようなことで、I R区域としては継続をしていくというようなことを行っていきたい、事業全体のそういったリスクマネジメントを行いまして、事業の継続性、確実性をできるだけ高めていきたいと考えています。

それと、重複になりますが、先ほどご説明しましたとおり、この資料に書いている資金計画1兆800億円については、民設民営ですので、事業者の出資するお金、それと事業者が借り入れるお金で、事業を実施していくということ

になっております。

司会 : ご質問ありがとうございました。他にご質問ございますでしょうか。

質問者 9 : さっき、夢洲がごみの島って言ったんですけど、ごみの埋立地と言いながらも、この大阪夢洲には、絶滅危惧種をはじめとした様々な生態系がありまして、開発したら、その生態系が崩れると思うんですけど、そういった生き物に対しての対策などは、何かあるんですか。

理事者 : 絶滅危惧種等のお話がありました。そのような話については、学識経験者、あるいは、住民等の意見を踏まえて進めることが大事と認識しております。そのため、大阪市環境影響評価条例というのがございまして、これに基づいて、事業実施主体により、事業の進捗に合わせまして、環境アセスメントを実施していくということでございます。

質問者 9 : 現時点では、聞く予定はあっても、まだ、何もやっていないということでしょうか。

理事者 : 環境アセスメントの手続きはですね、先ほど申しましたように、事業者が実施するものでございますので、今後、進められていくということでございます。

司会者 : 他にご質問ございますでしょうか。

質問者 10 : 先ほどの説明でね、また、新しく疑問にわいたんですけども、事業費は民営民設なので、行政としては、かからないということですか。

理事者 : 資料 5 ページの左側に初期投資額 1 兆 800 億円、建設関連投資が 7,800 億円、その他初期投資が 3,000 億円となっております。
これについては、その下の資金計画で記載をしておりますとおり、出資として 49%・5,300 億円、これが MGM 約 40%、オリックス約 40%、少数株主約 20% が出資をする。それと、残りが 5,500 億円・51% 相当ですが、これについては、事業者の方でプロジェクトファイナンスによる借入れということで、金融機関から借り入れるということになります。当然、この借り入れた金額については、その後の事業運営によって、事業者が返済をしていくということになっております。
そういったことで、I R 事業自体は、施設、先ほどから申し上げております、

ホテルなりMICE施設、これは、事業者が設置して運営していくということになります。IR事業自体が、そういった事業スキームになっておりますので、この1兆800億円の中に行政として、施設の整備費を負担するというようなものはございません。

司会 : ご質問ありがとうございました。では時間の関係もございますので、ご質問ございましたら、最後、もう一つとさせていただきます。ご質問ございますでしょうか。

質問者 11 : 13 ページ、IR事業者が実施する対策と懸念事項対策のページなんですけど、このIR事業者が実施する対策として、防犯カメラを一体的に管理するシステムを構築した上で、顔認証システム、云々と書いているんですけど、これIR事業者が実施するってことは、要は、個人情報(IR事業者が持つこと)でよろしいですか。もつ場合にですね、この大阪府だったり、大阪市だったり、国だとか、もし不祥事が起きたら、責任を取るのでしょうか。

理事者 : こちらに記載の防犯カメラ、防犯対策として、IR区域内につきましては、事業者が設置します。防犯カメラは、あたりにいろんなところにありますけれども、そういったことと同じです。事業者の方で、防犯の目的でデータを管理するということになります。これは関連法令、個人情報保護法とか、国からも防犯カメラの取扱いについては、いろいろ方針とかが出ていますので、そういった関係法令等に基づいて、適切に管理をしていくということになります。

司会 : ご質問ありがとうございました。
では、以上をもちまして本日の説明会終了させていただきます。ご参加いただきました皆様におかれましては、最後までご参加いただきありがとうございます。

※参加者のご発言について、一部、確認できない箇所等があり、正確性を欠く場合があります。ご了承ください。